

令和5年度答申第3号
令和5年 8月31日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和3年7月15日付け松総行第93号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和3年3月5日付けで、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「私と松戸市が当事者となっている令和2年（行〇〇）第〇〇〇号、平成31年（行〇〇）第〇〇〇号の裁判に係り、〇〇〇弁護士に支払われた金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの一切、また、上記裁判に係り、〇〇〇弁護士やその所属法律事務所への郵便に使用された金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの一切。郵便切手も含む。上記裁判に係り発生した、相談、検討や協議等のための交通費について、その金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの一切。」（以下「本件文書」という。）に記録されている個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 松戸市長（以下「処分庁」という。）は、本件開示請求に対して、令和3年4月30日付けで、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年7月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律68号）第2条の規定により、松戸市長（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨
本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。
- (2) 本件審査請求の理由
処分庁は、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報

公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第10条第3項により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、なぜ郵便料に関する対象公文書が特定できないのか、弁護士が訴訟代理人となっているにもかかわらず、その弁護士や所属の法律事務所になぜ令和元年度上半期訴訟事件委託料以外に報償費、謝礼金、交通費、郵送料等を一切支出していないといった趣旨が一部開示をする理由欄に一切記載されていないうえ、条例第10条第3項第2号による不開示については、松戸市情報公開条例第7条第3号による不開示の理由付記のことと思慮されるが、本件は、条例10条第3項第2号が適用されたものであって、松戸市情報公開条例第7条第3号とは明らかに条文が異なるし、たとえ公文書開示請求においては松戸市情報公開条例第7条第3号に該当する情報であってもただちに条例第10条第3項第2号にも該当するとはいえないから、条例第10条第3項第2号に該当すると判断した場合の理由付記として条例の要請する程度を満たしておらず、本件処分のいずれの不開示事由についても、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例第10条第3項の規定に違反し、理由付記に不備があると言わざるを得ない。

対象個人情報が入本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。開示請求書の記載からして、郵便を出すに当たって審査請求人の個人情報を記載した公文書を種々取得作成しているはずである。

何らかの照合できる文書も存在しているというべきである。

弁護士が訴訟代理人となっているにもかかわらず、その弁護士や所属の法律事務所に、令和元年度上半期訴訟事件委託料以外に報償費、謝礼金、交通費、郵送料等を一切支出していないとは、著しく不合理である。

したがって、条例第11条の3第2項の規定により準用される、松戸市情報公開条例第10条第2項「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。また、弁護士の印影については、松戸市は、訴訟手続において原告である審査請求人に対して開示しているものであるから、条例第10条第3項第2号に該当しない。

処分庁は違法処分を続け、申請者の権利を侵害しているため改善の附言を出すことを求める。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 理由

弁護士に支出された金額等が分かるもの（郵便料金に係るものを除く。）については、訴訟事件委託料関係の文書を特定したが、弁護士の印影については審査請求人の個人情報であったとしても、弁護士の印影を公にすることより、文書の偽造等に悪用され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、弁護士の振込先については事業を行う上での内部管理業務であって、公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第10条第3項第2号の規定に該当する。

次に、弁護士やその所属法律事務所への郵便に使用された金額等に係る公文書については特定できる公文書が不存在であり、また、相談等のための交通費に係る公文書については顧問弁護士と相談等のための交通費の文書を特定したが、それ以外に特定できる公文書が不存在であり、上記交通費に関し特定した文書による支出のほかに支出がないことから、対象公文書以外は存在せず、いずれも条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例第10条第2項の不存在に該当する。

以上のとおりであるから、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の適正な取扱いを期する観点から、個人情報の適正管理（第5条）、収集の規制（第6条）、利用及び提供の規制（第7条）の手續を定め、また、

個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示（第10条）、訂正（第11条）、利用停止又は消去（第11条の2第1項）、提供停止（同条第2項）を請求する権利をそれぞれ定める。

(2) 本件文書について

条例において公文書とは、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう（条例第2条第7号）。

したがって、本件文書のうち、当該処分庁において、組織共用文書に該当するものを保有する場合には、当該公文書に記録されている個人情報は、当該個人のものに限り、開示請求の対象となる。

(3) 個人情報の開示請求について

条例第2条第1号は、用語の定義として、

「第2条 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（略）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの」と規定する。

次に、条例第10条は、個人情報の開示について

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の請求をすることができる。

3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの
- (2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- (3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」と規定する。

同条第1項は、個人情報の開示請求の対象を公文書に記録されているものに限定しているため、所管課において、当該個人の個人情報を記録した公文書を作成し、又は取得していないことが判明した場合は、不存在による非開示決定となる。

また、同条第1項及び第2項は、公文書に記録されている個人情報の記録については、当該個人のものに限定した上で、当該個人及びその代理人について、開示請求権を認める。松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年松戸市規則第22号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成元年松戸市規則第17号）第7条第1項も「当該請求者は、運転免許証、旅券、身分証明書その他本人であることを証するものを提示しなければならない。」と規定し、開示請求の際には、本人確認書類の提示を求め、個人情報の適正な取扱いに配慮している。

そして、同条第3項は、公文書に記録されている個人情報の記録については、第1号から第3号に該当するときは、開示しないことができることを規定する。

本項は、各号の規定に該当すれば、市の機関は必ず開示をしない処分を行う、という趣旨ではなく、本人の保護のため必要性がある場合には、各号に該当する場合でも開示できるという趣旨である。

同項第1号は、評価情報を規定し、個人情報の開示の実施に当たっては、評価等により、本人の不利益等の発生が具体的に立証される場合にのみ非開示とできる規定であるが、本件処分には適用がない。

同項第2号は、行政執行情報を規定し、個人情報の開示により、市の機関における個人情報の利用に係る業務の公正又は適正な実施が困難となるおそれのあるもの、又は、市の機関が他の機関、施設、情報提供者等から入手した情報であつて、当該個人の個人情報の開示により、入手

元との協力関係を損なうおそれのある場合等において非開示とすることができる規定であり、処分庁は、本件処分の根拠として、その適用を主張する。

同項第3号は、公益情報を規定し、本人の開示請求権よりも公益性を優先させる必要がある場合には、審議会の意見に基づき、市長が公益上非開示とする必要があると認めたと個人情報情報は、非開示とできる規定であるが、本件処分には適用がない。

(4) 理由の提示について

条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第3項は、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」ことを規定する。

松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条第1項本文が、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、同時にその理由を示さなければならない」としているのも、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである（昭和38年5月31日付け最高裁第二小法廷判決等参照）。そして、そのような目的は、処分庁に対して、一部開示（非開示）理由を具体的に記載して通知させること（実際には、一部開示（非開示）決定通知書にその理由を付記する形で行われる。）自体をもって実現されるものと解すべきである。

(5) 本件処分（一部開示決定）について

以上の観点から本件処分について検討する。

ア 弁護士の印影及び振込先が非開示とされている点について、処分庁は、仮に、当該開示請求者の個人情報であったとしても、弁護士の印影を公にすることにより、文書の偽造等に悪用され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、弁護士の振込先については、弁護士が事業を行う上での内部管理情報であって、一般には知られておらず、公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしている。そして、いずれも本件文書を開示することにより、市の顧問弁護士の個人情報及びその法律事務所の法人情報等に不利益を及ぼし、そのため、市と顧問弁護士との信頼関係に支障が生じ、市の機関における適正な行政執行を妨げるおそれがあることから、条例第10条第3項第2号の「市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの」に該当するとしている。これに対し、審査請求人は、弁護士の印影については、松戸市は、訴訟手続において原告である審査請求人に対して開示しているものである等の主張をしている。

顧問弁護士の印影及び振込先を当該弁護士以外の第三者に開示することにより、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれが生じ得るものであるか否かは別段、顧問弁護士の印影及び振込先は、そもそも当該弁護士の個人情報であって条例第10条第1項の開示請求者本人の記録に該当するものではない。

したがって、顧問弁護士の印影及び振込先について非開示とした処分庁の決定は、結論において妥当である。

イ 処分庁は、顧問弁護士と相談等のための交通費の文書を特定したが、郵便等に係る公文書など、上記交通費に関し特定した文書による支出のほか審査請求人の個人情報に関連して特定できる支出がないことから、対象公文書以外は不存在であるとしている。

当審議会において、処分庁に対して当該文書の提出を求め、意見聴取とともにインカメラ審議を行い、これらによって特定した文書以外の文書の存在について確認したが、処分庁の説明に不自然な点は認められなかった。

以上のとおり、処分庁が特定した文書のうち、一部を非開示としたことは妥当であり、また、特定した文書以外には、処分庁はこれを保有していないと認められる。

ウ 処分庁は、本件文書の非開示理由として、「(1)弁護士の印影は、弁護士の当該事業に関する情報に該当するため。また、本人の個人情報であったとしても、弁護士の印影は、公にすることにより文書の偽造等に悪用され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第10条第3項第2号の規定に該当するため。

(2)弁護士の振込先は、弁護士の当該事業に関する情報に該当するため。また、本人の個人情報であったとしても、弁護士の振込先は、事業を行ううえでの内部管理情報であり、公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第10条第3項第2号の規定に該当するため。(3)当該弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用された金額等に係る公文書については、特定できる文書が不存在であることから、条例第11条の3第2項の規定により準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に該当するため。(4)令和2年(行〇〇)第〇〇〇号及び平成31年(行〇〇)第〇〇〇号の裁判に係る公文書については、別表に係るもの以外には支出がないことから、別表の公文書以外の書類は存在せず、条例第11条の3第2項の規定により準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に該当するため。」と明示しており、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され、本件処分の根拠及び説明として不足するものではないことが認められる。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 7月15日	諮問書の受理
令和 5年 3月30日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 5年 5月 8日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 5年 6月16日	第3回審議会（審議・意見陳述）
令和 5年 7月26日	第4回審議会（審議）
令和 5年 8月31日	第5回審議会（審議）